

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会要領

(平成10年3月31日9川水業給第322号)

(設置)

第1条 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第3号。以下「規程」という。）第21条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 規程第7条の規定による指定の取消し
- (2) 規程第8条の規定による指定の停止
- (3) 規程第20条の規定による表彰

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、サービス推進部長をもって充てる。
- 3 委員は、次の者をもって充てる。

水道部長、第1配水工事事務所長、サービス推進課長、営業課長、給水装置課長、南部サービスセンター所長、中部サービスセンター所長、北部サービスセンター所長、水道管理課長、水道整備課長、第2配水工事事務所長及び第3配水工事事務所長

(会議)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会議を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- 3 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催できない。

5 委員長は、委員会終了後速やかに、上下水道事業管理者に委員会の経過及び結果を上申しなければならない。

(意見等聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、意見を述べさせ又は報告を求めることができる。

(調査等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の業務状況その他につき調査し、又は報告を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を給水装置課業務係に置く。

(その他必要事項)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年9月9日11川水業給第66号)

この改正要綱は、平成11年9月9日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日13川水総庶第419号)

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年11月26日15川水業給第116号)

この改正要綱は、平成15年11月26日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日16川水業給第215号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日17川水業給第353号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日18川水業給第527号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日20川水総給第481号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日22川上サ給第58号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月30日24川上サ給第91号）

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日28川上サ給第1039号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日2川上サ給第336号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。